指定（介護予防）短期入所生活介護　重要事項説明書

1　事業の目的と運営方針

社会福祉法人純晴会（以下｢事業者｣という。）が開設する指定短期入所生活介護浮洲園（従来併設型及び、ユニット空床型）（以下「事業所」という。）は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することにより、利用者の心身の機能の維持、向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2　事業者の概要

法人名	社会福祉法人純晴会
所在地	〒710-0034　岡山県倉敷市粒江2500-1
代表者	理事長　梅野　佑太
設立年月日	1997年11月14日
電話番号	086-429-3311

3　事業所の概要

(1)　事業所の概要

事業所名	ショートステイ浮洲園
指定番号	3370200978（従来併設型）、3370207254（ユニット空床型）
所在地	〒710-0034　岡山県倉敷市粒江2500-1
管理者	椙原　誠
開設年月日	1998年11月1日
電話番号	086-429-3311

(2)　設備の概要

居室	従来併設型：１０室　１人部屋（４室）２人部屋（３室）４人部屋（３室） ユニット空床型：６０室
静養室	１室　居室で静養する事が一時的に困難な利用者が使用できる静養室を設けます。
食堂	１室　利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を設けます。
浴室	一般浴槽、特殊浴槽。
洗面設備	利用者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。
便所	利用者が使用しやすい適切な便所を設けます。
医務室	利用者を診療するために必要な設備及び備品を備えます。
機能訓練室	利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設けます。

その他	以下の設備を設けています。 ・スタッフルーム ・調理室 ・洗濯室 ・汚物処理室 ・介護材料室等

(3)　事業所の従業者体制

職種	職務の内容	員数
管理者	事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行します。	１名
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。	１名以上
生活相談員	利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。	１名以上
介護職員 （介護職員若しくは看護職員）	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。	２４名以上
看護職員 （看護師若しくは准看護師）	利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。	３名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行います。	１名以上
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。	１名以上
その他の従業者	前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置きます。	必要数

(4)　定員

従来併設型：２２名　／　ユニット空床型６０名

4　サービスの概要

(1)　介護保険給付対象サービス

項目	内容

短期入所生活介護計画の作成	利用期間が連続して４日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者又は代理人に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。利用期間が４日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います
介護	利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行います。 ・ 適切な方法により、　入浴又は清拭は週２回以上行います。 ・ 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。 ・ おしめを使用せざるを得ない利用者のおしめを適切に取り替えます。 ・ 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。 ・ 常時１人以上の介護職員を介護に従事させます。 利用者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせることはありません。
食事	栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。 【食事時間】 朝食　7時30分～9時00分 昼食　11時30分～13時00分 夕食　17時00分～18時30分
相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持するための機能訓練を実施します。
健康管理	医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

(2)　介護保険給付対象外サービス

事業所は利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

①おやつの提供

おやつについては利用者の嗜好、体調、栄養状態を考慮し利用者一人一人にあったおやつを提供します。

②教養娯楽設備等の提供、レクリエーション

利用者又は代理人の希望により教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションに参加していただくことができます。

③理美容サービス

訪問理美容サービスをご利用いただけます。

④テレビのリース

利用者又は代理人の希望により居室のテレビをご視聴いただけます。

5　利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。その場合、お支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1)　基本サービス費

（従来型個室）

	短期入所生活介護費（Ⅰ）	単位数（1単位10円）	費用額（10割）	利用者負担額		
				1割	2割	3割
併設型	要支援1	451単位	4,510円	451円	902円	1,353円
	要支援2	561単位	5,610円	561円	1,122円	1,683円
	要介護1	603単位	6,030円	603円	1,206円	1,809円
	要介護2	672単位	6,720円	672円	1,344円	2,016円
	要介護3	745単位	7,450円	745円	1,490円	2,235円
	要介護4	815単位	8,150円	815円	1,630円	2,445円
	要介護5	884単位	8,840円	884円	1,768円	2,652円

（多床室）

	短期入所生活介護費（Ⅱ）	単位数（1単位10円）	費用額（10割）	利用者負担額		
				1割	2割	3割
併設型	要支援1	451単位	4,510円	451円	902円	1,353円
	要支援2	561単位	5,610円	561円	1,122円	1,683円
	要介護1	603単位	6,030円	603円	1,206円	1,809円
	要介護2	672単位	6,720円	672円	1,344円	2,016円
	要介護3	745単位	7,450円	745円	1,490円	2,235円
	要介護4	815単位	8,150円	815円	1,630円	2,445円
	要介護5	884単位	8,840円	884円	1,768円	2,652円

（ユニット型）

	ユニット型短期入所生活介護費	単位数（1単位10円）	費用額（10割）	利用者負担額		
				１割	２割	３割
空床型	要支援１	529単位	5,290円	529円	1,058円	1,587円
	要支援２	656単位	6,560円	656円	1,312円	1,968円
	要介護１	704単位	7,040円	704円	1,408円	2,112円
	要介護２	772単位	7,720円	772円	1,544円	2,316円
	要介護３	847単位	8,450円	847円	1,694円	2,541円
	要介護４	918単位	9,180円	918円	1,836円	2,754円
	要介護５	987単位	9,870円	987円	1,974円	2,961円

(2)　加算・減算

※要件を満たす場合には、上記の基本部分に料金が加算又は減算されます。

介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更します。また上記基本サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

【加算・減算名】		単位数	費用額（10割）	利用者負担額		
				１割	２割	３割
①夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算		所定単位の３％減				
②定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算		所定単位の30%減				
③ユニットケアにおける体制の未整備減算		所定単位の3%減				
④身体拘束廃止未実施減算		所定単位の1%減				
⑤高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位の1%減				
⑥業務継続計画未策定減算		所定単位の1%減				
⑦生活相談員配置等加算		13単位/日	130円	13円	26円	39円
⑧生活機能向上連携加算 ※個別機能訓練加算を算定している場合	（Ⅰ）	100単位/日	1,000円	100円	200円	300円
	（Ⅱ）	200単位/日	2,000円	200円	400円	600円
	（Ⅲ）※	100単位/日	1,000円	100円	200円	300円
⑨専従の機能訓練指導員を配置している場合（機能訓練体制加算）		12単位/日	120円	12円	24円	36円
⑩個別機能訓練加算		56単位/日	560円	56円	112円	168円
⑪看護体制加算	（Ⅰ）	4単位/日	40円	4円	8円	12円
	（Ⅱ）	8単位/日	80円	8円	16円	24円

	(Ⅲ)イ	12単位/日	120円	12円	24円	36円
	(Ⅲ)ロ	6単位/日	60円	6円	12円	18円
	(Ⅳ)イ	23単位/日	230円	23円	46円	69円
	(Ⅳ)ロ	13単位/日	130円	13円	26円	39円
⑫医療連携強化加算		58単位/日	580円	58円	116円	174円
⑬看取り連携体制加算		64単位/日	640円	64円	128円	192円
⑭夜勤職員配置加算	(Ⅰ)	13単位/日	130円	13円	26円	39円
	(Ⅱ)	18単位/日	180円	18円	36円	54円
	(Ⅲ)	15単位/日	150円	15円	30円	45円
	(Ⅳ)	20単位/日	200円	20円	40円	60円
⑮認知症行動・心理症状緊急対応加算		200単位/日	2,000円	200円	400円	600円
⑯若年性認知症利用者受入加算		120単位/日	1,200円	120円	240円	360円
⑰利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）		184単位/片道につき	1,840円	184円	368円	552円
⑱緊急短期入所受入加算		90単位/日	900円	90円	180円	270円
⑲長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合（長期利用減算）		－30単位/日	－300円	－30円	－60円	－90円
⑳口腔連携強化加算		50単位/回	500円	50円	100円	150円
㉑療養食加算		8単位/回	80円	8円	16円	24円
㉒在宅中重度者受入加算	(１)	421単位/日	4,210円	421円	842円	1,263円
	(２)	417単位/日	4,170円	417円	834円	1,251円
	(３)	413単位/月	4,130円	413円	826円	1,239円
	(４)	425単位/月	4,250円	425円	850円	1,275円
㉓認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	3単位/月	30円	3円	6円	9円
	(Ⅱ)	4単位/月	40円	4円	8円	12円
㉔生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	100単位/日	1,000円	100円	200円	300円
	(Ⅱ)	10単位/日	100円	10円	20円	30円
㉕サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22単位/月	220円	22円	44円	66円
	(Ⅱ)	18単位/月	180円	18円	36円	54円
	(Ⅲ)	6単位/月	60円	6円	12円	18円
㉖介護職員等処遇改善加算	(Ⅰイ)	1月につき所定単位の16.3%				
	(Ⅰロ)	1月につき所定単位の17.6%				
	(Ⅱイ)	1月につき所定単位の15.9%				
	(Ⅱロ)	1月につき所定単位の17.2%				
	(Ⅲ)	1月につき所定単位の13.6%				
	(Ⅳ)	1月につき所定単位の11.3%				

①夜勤職員の勤務条件が基準を満たさない場合の減算
事業所の夜勤を行う職員について、人員基準上の満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算
②定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算
事業所の利用定員を上回る利用者の利用又は事業所の看護職員及び介護職員の人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算
③ユニットケアにおける体制の未整備減算
日中の時間帯における介護又は看護職員の配置およびユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していない場合
④身体拘束廃止未実施減算
身体拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合
※身体拘束等の適正化を図るための措置
・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
④安全管理体制未実施減算
介護施設での事故を未然に防ぐために、強化対策（安全管理体制）を講じていない場合
⑤高齢者虐待防止措置未実施減算
虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合
⑥業務継続計画未策定減算
感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合
⑦生活相談員配置等加算
共生型短期入所生活介護の指定を受ける事業所が生活相談員を配置し、地域に貢献する活動を行っている場合
⑧生活機能向上連携加算
自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合
⑨専従の機能訓練指導員を配置している場合（機能訓練体制加算）
常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置している場合
⑩個別機能訓練加算
機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合
⑪看護体制加算
常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

⑫医療連携強化加算
看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定した上で、予め協力医療機関を定め、緊急時等の対応方法について取り決めをしている場合
⑬看取り連携体制加算
看護体制加算を算定した上で、事業所で看取りを行う体制を整えている場合
⑭夜勤職員配置加算
夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置
⑮認知症行動・心理症状緊急対応加算
医師により、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急的な短期入所生活介護が必要であると判断された者に対しサービスを行った場合
⑯若年性認知症利用者受入加算
若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合
⑰利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）
利用者自宅と事業所間の送迎を行う場合
⑱緊急短期入所受入加算
居宅サービス計画において計画されていない緊急的な受け入れを行った場合
⑲長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合（長期利用減算）
連続30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用している場合
⑳口腔連携強化加算
事業所が利用者の口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に評価結果を提供しており、歯科医療機関との相談体制の確保についても文書等で取り交わされている場合
㉑療養食加算
療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合
㉒在宅中重度者受入加算
利用者が利用している訪問看護事業所が、当該利用者の健康上の管理を行う場合
㉓認知症専門ケア加算
認知症自立度Ⅲ以上の利用者の割合が50％以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1人以上、②20人以上の場合は10人ごとに1人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合
㉔生産性向上推進体制加算
介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合
㉕サービス提供体制強化加算
介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置している場合
㉖介護職員等処遇改善加算
介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

(3)食費及び居住（滞在）費

①食事の提供に要する費用
朝　３６０円、昼　７００円、夕　５９０円
②滞在に要する費用
従来型多床室　９１５円、従来型個室　１,０１５円、ユニット型　２,０６６円（入所・退所の時間に関わらず、１日当たり。）

(4)その他の費用
①おやつに要する費用
１日当たり　１５０円
②理美容代
１回当たり　２,２００円
③テレビのリース料
１日当たり　２００円（居室にてテレビを視聴する場合。）
④送迎に要する費用
【送迎範囲内】　倉敷市（真備、船穂地域は除く）、早島町、岡山市南区灘崎町
事業所と自宅間の送迎については、ア又はイの費用をお支払いいただきます。
ア　送迎範囲内の送迎については、片道当たり１８４円（利用者負担１割の場合）
イ　送迎範囲外の送迎については、アの料金に加え、送迎範囲を５km超えるごとに片道当たり５００円を追加
⑤郵送に関わる事務手数料
１月当たり　１３０円（請求書・領収書・情報提供書等の郵送費および事務手数料として、をご負担いただきます。※「ケアコネ」未登録の方が対象となります。）
⑥その他
利用者の嗜好品など、利用者個人で使用する物品に関しては実費でご負担ください。

〈居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)〉
世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

		負担限度額（日額）			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費		300円	600円	1,030円	1,360円
滞在費	従来型多床室	0円	430円	430円	530円
	従来型個室	380円	480円	880円	980円
	ユニット型	880円	880円	1,370円	1,470円

６　利用料金のお支払方法
利用料は、ひと月ごとに計算し翌月にご請求いたしますので、請求のあった月の所定日までに、事業者が指定する方法でお支払いください。

７　サービスの中止、変更、追加

(1)利用予定日の前に、利用者又は代理人の都合により、指定短期入所生活介護の利用を中止、　変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日　の前日までに事業所に申し出てください。
(2)サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期　間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者又は代理人に提示して協議します。

8　代理人等について

(1)事業所では、必要に応じて、代理人、連帯保証人及び身元引受人の設定をお願いしています。ただし、利用者本人の意思が確認できる場合には、その意思を優先します。

①代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

②代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、事業所と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。

③連帯保証人は身元引受人を兼ねるものとします。

(2)代理人の職務は、次の通りとします。

①代理人は、契約書第2条に基づき、次の事項について利用者を補助し、又は代理して行います。

ア　本契約に関する説明の受領及び同意
イ　サービス利用に関する連絡調整
ウ　利用料金の支払
エ　緊急時の対応に関する意思表示

②ただし、利用者本人の意思が確認できる場合には、その意思を優先します。

(3)連帯保証人の職務は次の通りとします。
利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

(4)身元引受人の職務は、次の通りとします。
利用契約が終了した後、事業所に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5)連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

①連帯保証人の負担は、極度額５０万円を限度とします。

②連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したとき、連帯保証人が破産手続開始決定を受けたとき、又は本契約が終了したときに確定するものとします。

③事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します

④連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

9　サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来園の際

①面会時等、利用者に体調の変化が見受けられた際には事業所の従業者にご一報ください。

②利用者が事業所内の機械及び器具を利用される際は従業者にお声かけください。

③利用者を連れ、事業所外もしくはフロア外に出られる際は従業者にお声かけください。

(2) 禁止行為

①原則として喫煙及び飲酒。また、事業所が定める場所以外での飲食等

②施設若しくは従業者又は他の入所者等に対する、暴力、脅迫、暴言、誹謗中傷、過度若しくは不合理な要求その他のハラスメント行為又は著しい迷惑行為

③事業所内での金銭及び食物等の授受

④従業者に対する贈物や飲食のもてなし

⑤ペット等の連れ込み

⑥宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと

⑦決められた以外の物の持ち込み

※上記の禁止行為は、利用者、代理人、その家族その他の関係者からの正当な苦情、意見又は要望の申出を妨げるものではありません。また、入所者本人の言動については、認知症の症状、障害特性、疾病、心身の状態その他の背景事情を十分に考慮して対応します。

10　緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12　非常災害・感染症発生時の対応

(1)防災・避難体制

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、年２回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。訓練は地域住民の参加を得られるよう努めます。

(2)感染症・食中毒対策

事業所では、感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止のための指針に基づき、次のような取組を行います。

①感染症対策委員会を概ね３か月に１回以上開催し、結果を全職員に周知します。

②年２回以上、職員を対象とした感染症・食中毒予防の研修及び訓練を実施します。

③感染症が発生した場合は、厚生労働省の定める手順に従い、関係機関への報告と必要な措置を講じます。

(3)業務継続計画（BCP）

当事業所では、地震・風水害・感染症等の発生時にも利用者への介護サービスを継続できるよう、「業務継続計画（BCP）」を策定しています。

職員への研修・訓練を定期的に実施し、非常時には計画に基づき、利用者の安全確保と早期のサービス再開に努めます。

13　身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。また、身体的拘束の適正化を図るために委員会を設置し、年２回以上の研修を行います。

14　高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、虐待防止に関する指針を定め、委員会を定期的に開催し、全職員を対象に年２回以上の研修を行っています。また、職員が利用者に対する虐待、またはご家族などによる虐待を発見した場合は、速やかに市町村等の関係機関に通報し、必要な支援を行います。

15　秘密保持および個人情報の取扱いについて

（1）守秘義務

事業所及び従業者は、サービスの提供に当たり知り得た利用者及び代理人並びにその家族に関する個人情報について、正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は契約終了後も継続します。

（2）従業者への守秘義務の徹底

事業所は、従業者が退職後においても、在職中に知り得た利用者及び代理人並びにその家族の個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

（3）医療機関等への情報提供

利用者に医療上の緊急の必要がある場合には、医療機関等に対して利用者の心身の状況等に関する情報を提供することがあります。

（4）サービス提供に必要な情報提供

事業所は、利用者に対する適切なサービス提供のため、居宅介護支援事業所、サービス担当者会議、医療機関その他関係機関に対して、必要な範囲で利用者及びその家族の個人情報を提供することがあります。

（5）退所支援に伴う情報提供

利用者の退所に当たり、円滑な退所支援のために必要な場合には、医療機関、居宅介護支援事業所、介護保険施設その他関係機関に対して必要な情報を提供することがあります。

（6）個人情報の取扱いに関する同意

上記の個人情報の利用及び提供については、利用者又は代理人の同意を得たうえで行うものとします。

16　苦情対応について

事業所では、利用者及びご家族等からの苦情、意見又は要望に、迅速かつ適切に対応する体制を整えています。苦情等の受付窓口を施設内に設置し、内容を記録のうえ、速やかに調査・改善を行います。

なお、正当な苦情、意見又はサービス改善に関する要望の申出は、カスタマーハラスメントには該当せず、これらの申出のみを理由として不利益な取扱いを行うことはありません。

①ショートステイ浮洲園

受付時間：９時００分～１８時００分

電話番号：０８６－４２９－３３１１

担当窓口：生活相談員

必要に応じて、市町村や国民健康保険団体連合会など関係機関の調査・指導に協力し、その結果に基づき改善を図ります。また、下記の外部苦情受付機関にも相談・申し出ることができます。

②倉敷市役所　介護保険課

受付時間：８時３０分～１７時１５分（土日、祝日を除く）

電話番号：０８６－４２６－３３４３

③岡山県国民健康保険団体連合会

受付時間：８時３０分～１７時００分（土日、祝日を除く）

電話番号：０８６－２２３－８８１１

17　協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

医療法人天和会　松田病院　　住所：岡山県倉敷市鶴形１丁目３－１０

医療法人誠和会　倉敷紀念病院　住所：岡山県倉敷市中島８３１

18　損害賠償について

（1）事業所の損害賠償責任

事業所は、本契約に基づくサービスの提供に当たり、事業所又は従業者の責に帰すべき事由により利用者又は代理人に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償します。

（2）損害賠償責任の減免

ただし、損害の発生について利用者又は代理人に故意又は過失が認められる場合や、利用者の心身の状況等を考慮して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることがあります。

（3）事業所が責任を負わない場合

次の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を負いません。

① 利用者又は代理人が、契約締結時に利用者の心身の状況又は病歴等の重要事項について故意に告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

② 利用者又は代理人が、サービスの提供に必要な事項に関する聴取・確認に対して故意に告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所の提供したサービスを原因としない事由により損害が発生した場合

④ 利用者又は代理人が、事業所又は従業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

年　　月　　日

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供開始に当たり、利用者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

所在地　　岡山県倉敷市粒江２５００－１
事業所名　ショートステイ浮洲園　（指定番号　倉敷市　３３７０２００９７８号）
　　ユ ニ ット空床利用型　（指定番号　倉敷市　３３７０２０７２５４号）
管理者　　椙原　誠　　印

説明者氏名（及び職種）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　）

私は、利用契約書及び本書面により、事業者から指定（介護予防）短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け、サービス提供開始に同意しました。

利用者　　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人　　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　続柄　＿＿＿＿＿

連帯保証人兼身元引受人　　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　続柄　＿＿＿＿＿